

平成30年度からの授業料免除申請の変更点について

教務学生部学生支援グループ

平成30年度授業料免除申請から「免除要件」と「申請手順」が変わります。申請を検討している人は下記の変更点に留意して、手続きしてください。

授業料免除の要件

| 変更項目 | 変更前 | 変更後 |
|--------------------------|-------------------|-------------------------------------|
| 半額減免に該当する学資負担者(※1)の経済的要件 | 市町村民税の所得割の額が1万円以下 | 市町村民税所得割額が2万円以下(※2) |
| 外国人留学生の学力基準 | なし | 累積GPAが2.00以上(入学年度前期授業料の審査では適用しない)※3 |

※1 原則として同一世帯の父母とします。

※2 学資負担者の合計額となります。

※3 ただし平成30年度前期の審査においては従来どおり、学業成績基準を適用しません。

授業料免除申請の手順

| 変更項目 | 変更前 | 変更後 |
|-----------------------|-------------------------|--|
| 前期授業料半額減免申請書類の提出時期(※) | 2月に授業料減免申請書と添付書類を一括して提出 | 2月に授業料減免申請書を、6月中旬～7月中旬に課税証明書等添付書類をそれぞれ提出 |

※4 全額免除申請者はこれまでどおり、2月に全ての書類を提出。

○問い合わせ

山口県立大学 教務学生部学生支援グループ

電話 083-929-6507

メール gakuseik@yamaguchi-pu.ac.jp